## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

**平成２６年（へ）第９号**
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―303号
申立人　ソフトエネルギー株式会社
代表者代表取締役　松本　幹彦
権利を争う旨の申述の終期　平成27年３月４日
平成27年３月６日　福井簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＲＹ63193
金額　471,744円
支払期日　平成26年12月31日
支払地　福井市
支払場所　株式会社北陸銀行福井支店
振出日　平成26年７月31日
振出地　福井市
振出人　轟産業株式会社　代表取締役　酒井貞美
受取人　申立人
最終所持人　申立人

**平成２６年（へ）第７号**
岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻39の２
申立人　大和自動車鈑金こと　北川　浩慈
権利を争う旨の申述の終期　平成27年３月５日
平成27年３月６日　岐阜簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＶ06238
金額　851,767円
支払人　株式会社十六銀行北羽島支店
支払地　岐阜県羽島市
振出日　平成26年７月19日
振出地　岐阜県羽島市
振出人　オオハシモータースこと大橋　俊雄
最終所持人　申立人

**平成２６年（へ）第８４号**
香川県高松市西春日町1142番地４
申立人　株式会社満岡組
代表者代表取締役　満岡　重實
権利を争う旨の申述の終期　平成27年３月５日
平成27年３月６日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＪＡ70475
金額　1,240,000円
支払期日　平成26年７月15日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行大阪営業部
振出日　平成26年４月15日
振出地　白地
振出人　株式会社奥村組　代表取締役社長　奥村太加典
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＪＢ70811
金額　1,310,000円
支払期日　平成26年８月15日
振出日　平成26年５月15日
⑵の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の手形の記載に同じ

**平成２６年（へ）第８５号**
東京都杉並区永福１丁目38番10号
申立人　株式会社花森
代表者代表取締役　小関　武美
権利を争う旨の申述の終期　平成27年３月５日
平成27年３月６日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｓ256126
金額　5,000,000円
支払期日　平成26年12月18日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行船場支店
振出日　平成26年８月25日
振出地　白地
振出人　株式会社Ｊ．フロント建装　代表取締役社長　鮎川　定行
受取人　株式会社花森
裏書人　株式会社花森　代表取締役　小関　武美
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

**平成２６年（へ）第３号**
岡山県都窪郡早島町2746番地の２
申立人　有限会社坪井鉄工所
代表者代表取締役　坪井　正人
権利を争う旨の申述の終期　平成27年２月28日
平成27年３月６日　倉敷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＤ88296
金額　682,986円
支払期日　平成26年９月22日
支払地　倉敷市
支払場所　株式会社中国銀行倉敷支店
振出日　平成26年６月20日
振出地　倉敷市連島町矢柄四の町4630番地
振出人　倉敷化工株式会社　取締役社長　岡田学
受取人　申立人
最終所持人　申立人

**平成２６年（へ）第３号**
福井県鯖江市神中町２丁目911番地
申立人　株式会社パワーユニオン
代表者代表取締役　藤江　俊弘
権利を争う旨の申述の終期　平成27年３月４日
平成27年３月５日　東広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｖ28809
金額　712,800円
支払期日　平成26年12月31日
支払地　広島県東広島市
支払場所　株式会社広島銀行西条支店
振出日　平成26年８月29日
振出地　広島県東広島市
振出人　株式会社サタケ　代表取締役　佐竹利子
受取人　申立人
最終所持人　申立人

**平成２６年（へ）第１号**
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
秋田県大仙市協和荒川字番屋沢11番地１
申立人　近江屋忠之
権利の届出の終期　平成27年２月27日
平成27年３月６日　大曲簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　大仙市協和荒川字番屋沢９番３
山林　598平方メートル
⑵登記年月日番号　秋田地方法務局大曲支局明治33年２月２日受付第356号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治32年７月10日設定
目的　電線架設の為電柱建設敷地及線路通行の為
範囲　本号の内23歩
存続期間　20年
地上権者　東京市麹町区八重洲町一丁目１番地　三菱合資会社

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２７年（フ）第２０１７号**
東京都千代田区外神田３丁目10番10号
債務者　ニッシンパル株式会社
代表者代表取締役　小林　和夫
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹浪　恒弘
４　破産債権の届出期間　平成27年４月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２０１８号**
東京都大田区西蒲田７丁目32番７号
債務者　株式会社ヒロ
代表者代表取締役　與野　浩道
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高井　章光
４　破産債権の届出期間　平成27年４月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２０１９号**
東京都大田区西蒲田７丁目32番７号
債務者　株式会社コンフィアンス
代表者代表取締役　杉保　康崇
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高井　章光
４　破産債権の届出期間　平成27年４月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部